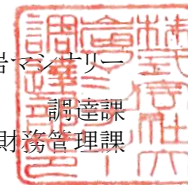


御中

株式会社 大岩マシナリー

調達課  
財務管理課

## 支払方法等について

貴社におかれましてはご盛栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社(株式会社 大岩マシナリー)との取引に際し、貴社への支払方法等につきまして、下記の通り、取り決めを行いたいと考えます。ご承諾可否について、ご連絡をお願いいたします。なお、ご連絡が無い場合はご承諾頂いたものとみなさせていただきますので、ご了承下さい。

### 記

#### 1. 支払制度

- ・納品(工事については引渡しの申し出による)
- ・毎月末日締切 翌月末日支払  
但し、特定建設工事に係る工事注文は、上記に加え検収確認後50日以内の支払
- ・支払日が金融機関の休業日に当たる場合はその前日に支払います。

#### 2. 支払方法

##### 1) 支払条件

取引先区分	特定取引先1	特定取引先2	特定取引先3	一般取引先1	一般取引先2
	下請業者 ※2	建設業法による一般建設業者で資本金4千万円未満の下請事業者 ※3	建設業法による資本金4千万円以上の一般建設業者及び、特定建設業者	下請業者以外の資本金1千万円以下の取引先	左記以外の資本金1千万円超の取引先
支払総額(消費税含)10万円未満 ※1	現金振込	現金振込	現金振込	現金振込	現金振込
支払総額(消費税含)10万円以上	現金振込20%、手形(サイト60日)80%	手形(サイト120日)+現金振込(労務費相当分、10~100%の10%単位)	全額手形(サイト120日)	機器・材料代:手形(サイト60日)100%	機器・材料代:手形(サイト150日)100%
				工事・加工代:現金振込20%、手形(サイト60日)80%	工事・加工代:現金振込20%、手形(サイト150日)80%

※1:個別の注文書ごとではなく、支払総額が10万円未満の場合です。

※2:『下請業者』とは、下請代金支払遅延防止法による下請事業者を意味します。

※3:資本金1000万円以下の取引先は手形サイト60日とします。

※4:『手形』とは、でんさい(電子記録債権)又は約束手形を意味します。

2) 手形郵送先及び振込先 複数支店とのお取引がある場合は原則として本社一括にてお支払いさせていただきます。

3) 金融機関振込及び手形郵送料 振込手数料及び手形郵送料は貴社にてご負担願います。(但し、税込振込金額が3,000円未満は弊社負担とします)

#### 3. 実施期間

本通知の内容に変更があり新たに通知するまでの間(新たな通知の実施期間の実施日の前日まで)